

## 2021年度事業報告書

(2021年度年 4月1日から2022年3月31日まで)

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人北関東医療相談会

本報告は、助成金団体・個人・団体の支援のもとに特定非営利活動法人北関東医療相談会が2021年度の事業を報告するとともに、課題の「医療へのアクセスが困難な生活困窮者への医療相談と新型コロナ対策事業」でわかった諸問題と今後の支援策を報告するものである。

### 1. 無料健康診断会及び無料健康診断報告会

私たちは、「すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などの活動」(当会定款から)を目的とした。1997年から活動を開始し、事業の柱となる無料健康診断会では「問診、身体測定、検尿、血圧、血液検査、胸部レントゲン、診察、子宮頸ガン検査(希望者)」からなる検査項目を通算62回、受診者3,042人を対象に行ってきた。

その活動は特に、医療関係者、弁護士、MSW、通訳者、一般ボランティアによって支えられ、社会資源として、行政からの後援、助成支援団体の協力によって現在まで続いている。対象者は①仮放免者 ②非正規滞在者 ③無国籍者 ④外国人生活困窮者 ⑤言語困窮者 ⑥日本人で経済的理由により健康保険に加入できない人々等である。

2021年度は、医療相談会と報告会の企画は6回をめざしたが11月3日(水・祝)の東京カトリック麹町聖イグナチオ教会会場における1回であった。

前年の経験から縮小型の健康相談会は、埼玉県川口市、群馬県高崎市、群馬県前橋市の合計3回であった。また、支援として5月3日、5日にカトリック麹町聖イグナチオ教会で実施された反貧困ネットワーク主催大人食堂においての外国人支援を行った。

当初の計画通りに実行できなかった要因は、以下の2点である。

- ① 新型コロナウイルスによる世界的パンデミックによって、どこの病院も感染対策の一環として医療従事者の外部支援の禁止、医療従事者の確保が出来なかった。
- ② 従来会場として借りていた病院も感染を警戒して健診体制が出来なかった。

こういった中において教会のスペースを活用して健康相談を実施し年末に向けた支援ができたことは率直に良かったと思えた。

### 2. 個別医療相談事業

無料健康診断会事業及び電話相談を通じて必要と認められた対象者に病院の紹介を行い治療費、薬代金の支払い等の支援を実施した。新型コロナウイルスの影響は大きく、入管収容者が密になるのを避けるため仮放免者となった者が多くいた。2020年度は、前年度の非正規滞在者の妊娠した女性への出産支援を実施したが、今年は帰国した女性が多く出産支援したのはミャンマー人1名であった。

個別医療相談における支援の方法は、当会としては初めて記者会見を行い市民による治療費のためのクラウドファンディングを始めて、3名の高額支援に結びついた。

クラウドファンディング開始時、卵巣癌の南アジア出身の女性、アルコール性肝炎の男性、胆嚢結石の男性がほぼ同一時期に手術の必要が重なり合計800万円の手術費が必要という見積もりをした。

当初目標金額は800万円であったが始めてみると一ヶ月で500万円となったので、最初に卵巣がんの女性の手術を依頼した。その後支援が集まり次第順次治療を行っている。支援献金は現在も引き続き行われている。

新型コロナ感染症対策事業では、2019年度の個別データを利用して4月から、マスク・石鹸・次亜塩素酸水を450世帯に送ることを開始した。2020年は、家賃が払えず引っ越した方が多く256世帯295人と194世帯が減少している。この現象は、家賃が払えずにシュリンクして互いにシェアハウスとした又は帰国したことによるものと思われる。

昨年の課題として取り上げた妊娠・出産については1件で、多くは当事国の特別便で帰国したと聞いている、生活支援については厳しく食糧支援は年度当初20世帯程度であったが、現在81世帯となり、加えて家族構成人員の増加がみられ、以前は単身者が主であったが今年度は4人以上の家族が多くなった。

今年の特徴は、助成金団体では取り上げていなかった、家賃を要求してくる世帯が増えたことである。仮放免者は働けないので支援をどうするのか、が課題であった。カトリック教会及び別団体の支援によって夏までに12世帯ほどの家賃支援ができた。その後、休眠預金の支援体制が整い約74世帯に2ヶ月分の家賃と水道光熱費を支援し総額では729万5千円であった。

### 3、社会教育事業

上記してきた環境ではあったが、一年を通じて、私たち自身の知識の向上と、脆弱な立場にある仮放免者、難民申請者、無国籍者等の状況を積極的に社会に情報提供することで理解と協力を幅広く得られるよう講演会の要請や広報活動を実施した。

メディアでの活動は13回、講演会はZOOMを含め21回行った。メディアでは前橋にて行われた無料健康診断会と個別医療支援の癌で亡くなった外国人のことをNHK「おはようニッポン」にて取り上げられた。

今期は、2021年10月から12月までに、当会と仮放免者の会によって全国で生活している仮放免者の生活実態を「-生きていけない-追い詰められる仮放免者」仮放免者生活実態調査報告書として可視化することができた。多くの反響と沢山の個人団体によって活用されている。多くの生活実態を知ることが出来たことは良かったと思うのである。果たしてその後を変えることができるのか私たちのさらなる活動によるところである。

関東で生活する在留外国人生活困窮者はホームレス一步手前となり、中でも非正規滞在者の医療の分野では待たなしの生活困窮状況が更に進んでいる。日本の多くの行政そして民間の関係者が共有し、支援のあり方となることできればと思うところである。

## 2021年度事業報告書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### <社会の背景>

2020年の在留外国人は292万3,137人当会の支援する地域内における外国人労働者数は次の通りである。在留外国人数は、東京都 56万8,665人、千葉県16万7,220人、茨城県7万0,806人、栃木県4万4,074人、群馬県6万2,539人、埼玉県19万6,537人、合計1,10万9,841人であった。

法務省の入国管理局のデータでは、非正規滞在者(オーバースティ)は8万3千人、仮放免者数は3,103人であった。

医療相談会活動は自粛の波に飲まれ、活動は大幅に制限を受けた。

### 1. 医療相談会と報告会

医療相談会と健康診断会はせめて健康維持を続けるために、一部変更して実施した。

健康相談会は、医師の相談を中心におこなうこと。医療相談会は、医師の相談もおこなうが各種相談、健診活動をおこなうことである。

健康相談会は4月川口市、5月高崎市健康相談会、その他5月に反貧困ネットワークと一緒に四ツ谷医療相談会は、11月にカトリック麹町聖イグナチオ教会にて実施された。

左図に、医療相談会と健康相談会の違いを整理しました。

大きな違いは、医療相談会には健康診断がセットされるが健康相談会では直接には行わない、医師の判断で健康診断を行い個別の医療支援をおこなう。

意義として①普段医療機関を受診する機会の少ない国内外の貧困者の結核、成人病などの健康診断を受ける機会を提供する。② 必要に応じて診療所を自前で開設、病院と交渉する。③疾病の早期発見を行い、早期治療につなげる。④母国語のレポートによる検診結果報告を行い、本人の健康問題への自覚を促す。

#### 1.第62回 医療相談会

月 日 2021年11月3日(水・祝) 午前10:00-午後2:30

場 所 カトリック麹町聖イグナチオ教会

東京都千代田区麹町6-5-1 カトリック 麹町聖イグナチオ教会 (予約電話080-5544-7577)

費 用 無 料

受診者 60名

当日健康相談会

・ 歯 科 ・ 小児科 ・ 精神科 ・ 婦人科

健診支援

月日 11月22日(月)

健診病院(江戸川メディケア病院)

東京都江戸川区東松本2-14-12

費用 無料

- ・ 胸部X線 ・ 血圧 ・ 血液検査 ・ 尿検査 ・ 問診 ・ 身長・体重
- ・ 子宮頸ガン ・ 通訳者有(英語、フランス語、ミャンマー語)
- ・ 結果説明は別途報告書を郵送にて知らせる。
- ・ 交通費支給

法律相談 弁護士による無料の法律相談

女性問題 女性のための相談

家賃支援 家賃支援

生活支援 衣類支援、食糧支援、昼食支援、

光熱費支援 一世帯5,000円支給 60人

<コロナ対策として以下の項目を受付票に記載して確認した。>

- ・ 37.0度以上の発熱はありません。・風邪症状はありません。
- ・ だるさや息苦しさはありません。
- ・ 匂いや味がわかりません・同居している方に上記4点はありません。
- ・ 過去14日以内に海外旅行をしていません。
- ・ 過去14日以内に身内で50人以上が集まるイベントに参加していません。
- ・ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症を発熱した方との接触はありません。

【参加者】

全員 153人 男70人 女60人 未記入23人

【参加国数】

	国籍別人数(当日)	男性	女性	記入無	合計
1	アフガニスタン	1			1
2	イラン	3	1	1	5
3	ウガンダ	1	2		3
4	エチオピア	1			1
5	ガーナ	5	3		8
6	カメルーン	17	18	10	45
7	クルド			1	1
8	コンゴ	6	1	1	8
9	スリランカ	1	2	1	4
10	トルコ		1		1
11	チュニジア			1	1
12	チリ	1			1
13	ナイジェリア	14	5	3	22

【江戸川メディケア病院健診結果】

基準値	人 数	
A	このけんさの範囲では異常ありません	0
B	わずかに異常を認めますが日常生活に支障はありません。	1
C	経過の観察を必要とします。	27
D	治療が必要です	17
E	再検査、精密検査を必要とします。	21
F	治療中ですので主治医にご相談ください。	0

江戸川メディ病院健診結果			
BMI	25 ↑ 45	69%	50以上1人 30以上13
血圧最高	130 ↑ 29人	44%	
血圧最低	85 ↑ 22人	33%	
尿潜血	3+ 2人	2+ 1	± 4
尿蛋白	1+ 3人	± 7	2+ 1
ウロビリ	1+ 2人		
GOT	35 ↑ 7人	10%	
GPT	40 ↑ 6人	9%	
γ-GPT	75 ↑ 1人	1%	
LDL	140 ↑ 9人	13%	
HDL	91 ↑ 1人	1%	
中性脂肪	150 ↑ 11	16%	
血糖	110 ↑ 11人	16%	

診療科	人数	所見
内科	70	肥満
		貧血
		白血球増多
		低LDL
消化器内科	46	脂質異常
		肝機能障害
		高中性脂肪血症
		低中性脂肪血症
内分泌内科	31	糖代謝
		耐糖機能障害
		糖尿病
呼吸器科	6	胸部異常陰影
		糖尿病
循環器科	133	心拡大
		左室肥大
		左房負荷
		心筋梗塞
		非特異的ST-T変化
		ST-T異常
		洞性不整脈
		高血圧
高値血圧		
整形外科	1	右肋骨骨折
婦人科	19	子宮筋腫
		頸管ポリープ
泌尿器科	24	尿蛋白陽性
		尿潜血陽性
		蛋白尿
		尿中ウロビリノーゲン陽性（溶血疑い）

【歯科検診】

歯科受信者総数：20名 男性14名 女性4名 不明1名

紹介状：9名

受診者

国名	人数
ナイジェリア	8
カメルーン	4
アフガニスタン	1
ガーナ	3
ウガンダ	1
ミャンマー	1
イラン	1
ベトナム	1
合計	20

治療内容

1	歯科治療の必要性あり
2	噛み合わせ調整楔状欠損
3	歯周病
4	歯の破折。クリーニング
5	虫歯あり
6	虫歯あり歯周病あり
7	抜歯必要あり
8	虫歯あり。義歯の作成必要
9	虫歯治療必要、歯のクリーニング
10	虫歯の治療必要
11	知覚過敏、

12	智歯周囲炎
13	虫歯 欠損部位あり
14	楔状欠損
15	虫歯あり
16	ブリッジが破折研磨の必要あり
17	歯周病、義歯必要あり
18	虫歯あり、治療途中
19	楔状欠損
20	智歯要抜歯
21	重度の歯周病

## 2. 健康相談会

健康相談会は、医療相談会が実施出来ないときに支援の方法として考えたもので、医療相談会のミニ版です。

実施日：2021年4月18日（日）13：30～16：15

場所：産業技術総合センター 1F 多目的ホール

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3丁目12-18

受診費用：地域に暮らす生活困窮した外国人

相談費用：無料

医師及び歯科医師による無料相談 食糧支援及び衣類、生活必需品の支援

主催：特定非営利活動法人北関東医療相談会 クルドを知る会 VIDES JAPAN

12：45 スタッフ集合、会場設営

仕事分担の割り振り、医師、看護師、通訳ボランティアへの説明

写真撮影

13：30 受付開始

13：45 問診開始

15：30 受付終了

16：15 相談会終了、後片付け

16：45 反省会開始

17：00 解散

### 概要

受信者 28名 男 17名 女 11名

国籍 全員 トルコ

平均 年齢 29歳

歯科検診 12名

内科検診 12名

紹介状 4名

### 【北関東医療相談会：応援メッセージ】

「あじいる」「カトリック上野教会」「あびこ診療所」

医師 今川篤子

私は、総合内科専門医・神経内科医であり、町の診療所で働いています。所属しているボランティア「あじいる」を通じて、北関東医療相談会を知る機会に恵まれました。流山、前橋、川口、四ツ谷の医療相談会に参加させていただき、非正規滞在の外国人の皆さんと出会って初めて、漠然と把握していたつものの「難民問題」が、非常に深刻な「人権問題」であることを知りました。日本では、すべてのひとが人間として最低限度の生活を保障されていると信じていたのは間違いでした。強制送還一本鎗の入

管政策の下では、非正規滞在の外国人はその人間の中に入っていないかのようです。川口の相談会でクルド人の男性が訴えた言葉が耳に残って消えません。「私たち、モノじゃないよ。人間だよ。」

彼ら彼女らのために生活を支える「衣食住」の提供は必至ですが、心身の不調を解消したいというニーズは人間として当然満たされるべきであるにもかかわらず、往々にして「医」がライフラインのひとつであることは認められていません。結果として、癌が発見された時には進行期に至っていたという悲惨な例が後を絶ちません。

北関東医療相談会は、この医療ニーズを満たすために、長きにわたり大変な努力を重ねてこられました。当事者の皆さんにとって、体調のことを相談し、検査を行って我慢していた気になる症状の原因を知って治療につながったり、異常のないことを知って安心したりできる場があることがどんなに貴重な事か、相談者の皆さんの表情が教えてくれました。また、会場となる医療機関にとっては、北関東医療相談会と協力して相談会を開催することは、医療者として生命の平等について改めて考え、社会問題に目を開かせてもらう貴重な機会なのではないでしょうか。

非正規滞在の外国人の皆さんが健康に生きることを許さない社会に、長澤氏は、大きな NO を突きつけ、一人も取り残されないように、丁寧に医療につなげておられます。

最近では、無料低額診療を行う医療機関も、経営難などで受け入れが鈍っている現実があり、民間人の力だけでは難しいのかという思いをかみしめながらも、一步一步、「日銭をかせぐ」ように、と、奮闘されています。

なかなか表面化されない女性の健康問題に着眼し、女性に特化した健康相談会の開催を企画なさったり、検診の結果多くの方が成人病か予備軍であることから、管理栄養士さんをスタッフに加えることを思いつかれるなど、細かい点にまで配慮されていることにも感動します。

これからも、一人の市民として、一人の医師として、北関東医療相談会とともに歩ませていただけたらありがたいと願っています。

## 2. 個別医療支援

・過去3年間の仮放免者支援は表の通りである。2020年の健康相談会はコロナ禍の影響で1回に留まった。支援費用は531万円であった。支援内容は、2019年は糖尿病と妊娠出産が中心であったが、2020年は癌の相談が多かった。

### 【過去3年間の主たる活動の推移】

2021年においても、無料の健康診断会は1回であった。個別医療相談は、1月末100件を超えている。2020年は、癌の相談が多かった。2021年は、卵巣癌の治療、アルコール性肝炎の治療、当会の依頼に応じて胆嚢結石は栃木県宇都宮市の済生会病院にて手術が行われ、その他97件の治療依頼があった。中でもアフリカ系の方の病気は、心臓病系統が多い。

表 1	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年 (4月～3月)
年度末仮放免者数 (人)	2,501	2,216	3,013	-
健康診断会	5 回	6 回	1 回	1 回
個別医療支援件数	47	44	48	100
主たる病気	1. 腰痛 2. 心臓・血管 3. うつ病 4. 泌尿器 5. 糖尿病	1.糖尿病 2.妊娠・出産 3.精神・疾患 乳癌予後(1件)	1. 癌(年間9件): 大腸癌、すい臓癌(2件)、 子宮癌、卵巣癌、肺癌、子宮頸癌 腎臓癌、乳癌(転移) 2.外科的:膝痛他	1.癌:卵巣癌、 悪性黒色腫、 2.アルコール性 肝炎 3.糖尿病、鬱病
医療費	112万9千円	275万5千円	531万1千円	1226万3千円
前年比 (%)		244	192.7	230.9
内容	乳癌→社会保険取得	尿管結石→無料低額診療	大腸癌→無料低額診療及び在留特別許可 乳癌→在留特別許可 国保適用 肺癌→在留特別許可 生活保護適用。	卵巣癌 在留特別許可申請→国民健康保険加入 アルコール性肝炎 胆嚢結石 無料低額診療で対応
生活支援	28万千円	32万6千円	246万5千円	317万3千円
前年比 (%)		116	756.1	128.7
家賃	-	-	165万8千円	729万5千円
前年比 (%)			-	440
郵送費	-	15万千円	227万6千円	162万3千円
前年比 (%)		-	1,507%	71.3
旅費交通費	82万3千円	288万千円	202万8千円	216万4千円
前年比 (%)		277.2	70.3	131.2
合計	223万2千円	597万6千円	1,373万8千円	2651万8千円
前年比 (%)		267.7	229.9	193.0

2021 年は健康診断会ができなかったため個人医療支援に集中し、前年度 230%と倍増し金額も 1226 万 3 千円となった。新しい試みとして手術等は高額となるので広く社会に訴えることを考えて記者会見を行った。特に、癌の治療に特化することが出来、アルコール性肝炎への支援が可能となった。また、

他地域からの支援要請として名古屋の仮放免者の脊柱管狭窄症の支援もすることができた。2022年に入ってからは心臓病や脳内出血など比較的費用のかかる支援ができた。

生活物資は、金額は昨年一気に増えているが今期も前年と同様の状態が続いている。

家賃支援は、他団体の理解を得て実施し前年比440%となったが、実際に支援できた人数は74人2ヶ月分であった。やはり同国人コミュニティの支援が大きく一気に支援が無くなったのが大きく響いている。

郵送料は、コロナ支援品（マスク・石鹸・アルコールジェル）の送付を毎月送付から2ヶ月に一度2ヶ月分を送ることで大幅なコスト削減となった。

### 【在留特別許可と健康保険】

下記のケース比較表のように在特を認められ健康保険に入ることは「いのちを左右」することとなり、仮放免者にとって、在留特別許可（以下在特）を認められ健康保険の取得が重要となるため、診断書をもとに健康保険に素早く加入できる制度の改善が必要である。

病気をもとに在留特別許可を取得するのは、従来病気を理由に在留特別許可申請をすることを疑っていたことがあった。しかし、このように私たちの所に訴えてきた仮放免者は僅かの差でも亡くなった。このような不幸を無くするためにも制度化をすることが必要ではないかと思われる。

発生時期	概要	結果
2017年	ブラジル人女性。国立病院が地域の病院からの入院治療の要請を健康保険未加入を盾にトリアージにかけ医師が断り2週間後に死亡した。	2017年12月死亡
2020年	カメルーン人女性。2008年に乳癌と診断。数度の在留特別許可申請を却下し、2020年10月に末期の乳がん患者となり在特を再度申請、受理された。本人のもとに在留カードが届いたのは死亡後3時間後であった。	2021年2月死亡
2021年	南アジアの仮放免者女性。卵巣癌であることがわかり、在特申請。手術後に認められ、その後、抗がん剤治療全6回を健康保険で治療生還できた。	2022年1月生存

### 【新型コロナ対策】

「誰も忘れてはいけないために」新型コロナによるパンデミックは、2年を過ぎ変異体を繰り返し現在は第5波まで感染が広がった。当然ながらあつという間に自粛の波に飲まれ活動の制限を受け、経済は停滞を招いている。

その結果、非正規滞在者の生活を直撃し、私たちとの関係では無料健康診断会への影響を及ぼし結果として前述のカトリック麹町聖イグナチオ教会での実施だけとなった。毎回はできなかったが、代わりに健康相談会を4月川口会場にて実施、5月高崎会場、12月前橋会場にて実施した。無料健康診断会が出来なければ「コロナウイルスの感染予防対策」と、マスク一人30枚、石鹸2個、殺菌液を1ヶ月分とし

	2021年内容
団体名	特定非営利活動法人北関東医療相談会
代表者名	後藤裕一郎
HP	<a href="https://npo-amigos.org/">https://npo-amigos.org/</a>
FB等のSNS	<a href="https://www.facebook.com/amigos.npo">https://www.facebook.com/amigos.npo</a>
活動場所	群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県
普段の活動	無料健康診断会/個別医療相談会/社会教育
コロナ禍での対象者	北関東に居住する外国籍困難者
コロナ禍での活動内容	前年の支援資料から下記のコロナ対策品を送る。
	マスク 30枚/人×2ヶ月
	石鹸 2個
	2ヶ月に一度配送
	消毒液
	健康相談会
	電話相談
	シュルターの確保
	食糧支援
	家賃支援
日本人との横渡しができているか	双方の交流を実践する。
国際交流協会との関係	互いに協力関係を構築している
民間企業及び団体との関係	星美学園小学校、三井物産、
メディアとの関係	毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、NHK、NHK国際
	放送、文化放送、上毛新聞、赤坂、カトリック新聞
	FM群馬、TBS、朝日小学生新聞、

て2ヶ月に一度350人分を送っている。

・前年に引き続き、高崎市に篤志家の協力によりアパートをワンストップルームとして借り上げることとなり、2名の仮放免者を受け入れた。

・食糧支援は、2021年4月には45世帯ほどであったが2022年1月では80世帯を超えた。今後も増えていくだろうと予想される。テレフォンカードについても一年に一度SNSを通じて集めているが貴重な支援品でもある。

### 【家賃支援事業】

2021年度からはじめた事業。家賃滞納が深刻な仮放免者に助成金団体から支援をいただき今期はできるだけ支援を実施した。

本来は、大家と契約を結ぶのであるが仮放免者は在留資格が無いので他の人が契約を結びそこに住むという条件がつくのである。しかし、事は単純ではない。

### 家賃支援の件数・断念件数と理由

		応募者		家賃支援		友人・大家 不可件数	職場引落 or 収入	不要・辞退	連絡不明	他
		件数	人数	件数	人数					
母子家庭	就労可	6	9	3	7	2		市支援 1		
	仮放免・就労不可	3	5	1	1	1				帰国 1
その他家族	最低1人が就労可	12	30	10	24	1		医療のみ 1		
	仮放免・就労不可	1	3	1	3					
女性	就労可	7	7	2	2	1	2	他の支援 2		
	仮放免・就労不可	11	12	4	5	3		結婚 1	3	
男性	就労可	6	6	1	1		2	辞退 2		高額 1
	仮放免・就労不可	25	25	12	12	9		辞退 1	3	
		71	97	34	55	17	4	8	6	3

1. 応募件数は11月3日のイグナチオ教会で行われた医療相談会参加者160名の約半分であった。かなりの人が応募を遠慮し、またその後も辞退した人、ぎりぎりまで遠慮した人もいた。
2. 応募件数71件は反貧困ネットワークが肩代わりした件数を除く。

3. 家賃支援を受けた方は母子家庭、家族では就労資格がある人が多いが、コロナ禍や言葉、育児、病気等で 収入が少なく困窮の状態であった。
4. 支援できなかつた人は友人が契約者になっていて、友人が不在だったり協力を拒否したりした例が大多数。
5. 就労できない人はコミュニティ等の支援がコロナ禍で非常に困難になっている状況が確認された。
6. 家賃支援できなかつた人でも、光熱水道費の支援ができた場合も多い。

### 【医療支援・家賃支援を通して見えた世界】

元明治大学教授  
萩原芳子

昨年は私にとって難民の方々との接触がぐっと増えた年だった。そしてこの極東の島国にやってくる方たちを通して、世界のいろいろな顔、いろいろな苦悩といろいろな心動かされる人間性を垣間見ることができた。

出会いが増えたきっかけは、北関東医療相談会の方たちと参加した四谷のイグナチオ教会での5月の大人食堂と、同会が主催した11月の医療相談会、それに昨年夏のコロナ禍が猛威を振るうさなかで仮放免者のワクチン接種券取得の電話支援。とくに11月3日の四谷のイグナチオ教会での医療相談会には160名以上の仮放免者や在留特別許可がある方が集まってきた。そのうちの家賃支援申請者70名以上に連絡をとってきた。

出会った方たちは数回の電話でのやりとりからいろいろな問題に対処するために恒常的に連絡を取ってきた場合と付き合いの度合いはさまざまだ。

なかでも、一番切実な状況にあると感じたのは子供がいる仮放免者の家庭だ。在留資格があれば、仕事がみつからない時期でも、子供の保険の自己負担免除や市営住宅の使用、家賃支援、シングルマザー支援など、状況に応じて自治体の助けが得られる。だが親が仮放免者だと子供も仮放免者。なんとか学校に入る権利があり、学習支援を受けられるが、健康保険がない。昨年A君は公園で友達になげなく押されて転んだ。頭に数針縫うケガをしたので、友達の親は一定の金額を払ってくれた。母親は保険がないためにその何倍もかかったことは言い出せなかった。ケガを母親に隠す子もいる。

日本が批准している「児童の権利に関する条約」(外務省HP参照)には、すべての子供は医療の恩恵を受ける権利がある(第24条)、社会保険からの給付を受ける権利がある(第26条)、難民の地位を求める場合は適当な保護及び人道的援助を受けられる(第22条)、と記してある。親が働けず、子も保険のない状態に放置されるのは条約違反ではないのか。法律の専門家に聞きたいところである。

しかし、みなどのように仮放免者になるのだろうか。聞くとさまざまな経緯がある。20年、30年前から日本にいる方は2009年～2013年頃までは取り締まりを受けることなく働けたとの証言が多い。日本はオーバーステータを見逃すことで労働力不足を補っていたと推測できる。滞在資格がどうあれ、住

んでいる自治体に登録し、外国人登録証が発行されていた。それが2012年頃から入管に登録することになり、一律に「仮放免者」になった。このころに初めて難民制度のことを知り、難民申請をしたという方が多い。今年、ミャンマーの軍事クーデタにより、日本政府は難民受け入れを表明した。それで滞在歴30年のミャンマーの仮放免者たちが在留特別許可を手に入れている。それはなぜなのか。彼らはアウンサンスーチー派が選挙で大勝したあと、軍が新政権誕生を阻止したときにデモに参加し職を失ったり弾圧されたりして来日していたからだ。つまり30年前に難民として認定されるべき人たちだったのだ。

近年は難民制度を知る人も多いようで、来日早々に難民申請し、7～9か月後に在留許可が得られるひともいるようだ。家賃申請の方たちのなかにカメルーン出身者は特定活動就労可の方が半数ほどいた。英語圏独立派が、フランス語圏主流の同国で、40年以上続く独裁政権と2016年から戦争状態になっているから、ということのようだ。戦争のさなかに家を焼かれた、逮捕されて拷問されたなど、命の危険はさまざまに迫ってくる国だ。なかには南アフリカに逃げて、そこで他国籍者に対する排斥運動で袋叩きにされそうになって日本に来た人たちもいた。

だが、そうした在留許可はある日突然奪われることがある。昨年、コンゴ民主共和国の方たちが昨年の2～3月頃、軒並み国に帰よう促された。なかには10年も働いてきて、税金も払ってきたのに、ある日突然、理由も示されずにすべて失ったのである。家賃も少し高かったりするの、働けなくなるとすぐに苦しくなる。安い部屋に移るにも仮放免者に貸す大家はめったにいない。友人に契約してもらわない限り引っ越せない。一年経って貯金はすべて使い果たしたとSOSを送ってきた方がその後まもなく脳出血を起こした。ストレスでみんな病気になる。

またカメルーン英語圏と同じようにナイジェリアから独立を主張するビアフラの活動家はほとんど仮放免者だった。1960年代に独立戦争を起こして兵糧攻めにあい、100万人以上と言われる餓死者が出た地域だ。独立運動は近年また盛り上がりを見せているという。イスラム組織によるキリスト教徒の虐殺も重なる。だが現地の政権が選挙で選ばれているせいなのだろうか、弾圧を受けていても日本では在留許可が得られない。この夏、その活動家のひとりが埼玉県でコロナウイルスにかかった。不幸にも自宅待機者が大勢いる時期で、救急車が来たのは一夜明けた次の朝だった。受け入れる病院が見つからず搬送はさらに遅れた。一縷の希望を見出したときもあったが、10日後に息を引き取った。神戸から埼玉に来たばかりで孤独に見えた。しかし亡くなってから、本国に息子さんたちがいることが分かった。父親の死に顔を写真をとってほしいと言ってきたのだ。聞けば父親は下の息子が生まれて間もなく日本に行ってしまい、一度も会ったことがない。だから写真がほしいのだという。二人は大学で地質学とビジネスを専攻し、下は父親が亡くなる少し前に卒業したばかりだった。20年間、仮放免者の身で仕送りができたのだろうか。持病を抱えた身にコロナは容赦なかった。

仮放免者も在留特別許可を取得した人も、難民一人ひとりにこうした物語がある。そのなかで家賃支援していて感慨深かったのが、仮放免者の多くが同胞の方たちの支援を受けていたことだ。自身も裕福でもないのに部屋の借主になったり、ワンルームの自宅に長期にわたって泊めていたりする。仕事を休んでまで通訳で病院に同行してもらった女性に恐縮だと言うと、「あのね私たちはひとにいいことをすると福が来ると信じているのよ、だからいいの」と笑っていたのが心に残る。

## 【食料支援事業】

理事 塚本巖

生きることは食べること。生活困窮者の命と健康を維持する、そのための一助になればとの思いから食料支援を実施している。支援方法は毎月一回支援要請世帯への発送と、健康相談会や困窮者支援等のイベント時に会場で配布する形で行っている。

### ・毎月の発送支援

米、小麦粉、パスタ、インスタントラーメン、トマト缶、ツナ缶、コーン缶など  
じゃが芋、里芋、玉葱、人参など  
フードバンク等からの寄贈品（月々で異なる）

レトルトご飯、アルファカ米、乾パン、缶詰パン、乾麺、菓子類、清涼飲料水等

\*乳幼児のいる世帯には紙おむつと粉ミルクも送っている。

\*女性には生理用ナプキンも必要に応じて送っている。

洗濯洗剤、食器洗剤（不定期）

### ・イベントでの支援

2021 年度は 4 月に埼玉県川口市、5 月に東京都千代田区と群馬県高崎市、11 月に東京都千代田区、12 月に群馬県前橋市でのイベントで配布を行った。

\*いずれのイベントも移住労働者と連帯する全国ネットワークや反貧困ネットワーク、カトリック教会等との共催・協力で行われた。

\*米や野菜、小麦粉、レトルト食品、インスタント食品、各種調味料、衣料品（中古品含む）等、各団体から持ち寄られた物を配布した。

\*会場によっては持ち帰り弁当の提供を行った。

毎月食糧支援を行っている世帯は 2020 年度末時点で 45 世帯程であったが、2022 年 2 月時点では 90 世帯程、つまり一年でほぼ 2 倍という驚くべきスピードで増えており、今後も増加が懸念される。当会の困窮者支援の取り組みがより広く認知されたこともあるが、非正規労働者や弱い立場の人々を切り捨てる政策と、長引くコロナ禍が更に多くの困窮者を生み出している現状を看過することは出来ない。

お米の寄贈は多い年で 5 t 以上あったが、現在は年 2.5 t 程度になっている。これも以前に比べて、お米を寄贈してくださる所への各方面から支援要請が増えた結果、当会に寄贈して頂ける分が減少したものと推測される。一昨年度までは若干の買い足しで賄うことが出来ていたが、2022 年 2 月時点で月に 600 kg 程、年に換算すると 7,5 t 前後必要となるため、相応しい量の買い足しを行っているのが現状である。

## 【シェルター事業】

2020年5月から群馬県高崎市にあるアパートをシェルターに使用して良いと、さいたま教区の山野内司教様から話があった。当時は、コロナのこともあって直ぐにありがたく使わせていただいた。今日までの間を理事・矢中幸雄さんによる住民の報告である。

### 「恵ハイツの人達」

理事 矢中幸雄

群馬県高崎市にあるアパート「恵ハイツ」。その2階の3室が今仮放免者の住いになっており、シェルターの役割も担っている。2年前にアミーゴスで借り受けて支援の1つのベースが出来た。2020年10月フィリピン人で5月に仮放免となり、知り合いに身を寄せていたMさんが入居。11月には同じフィリピン人で仮放免後、支援団体の施設にいたが期限切れとなったAさんが入居。2021年5月にクルド人のCさん。この方は在留カードも持ち、健康保険証もあるが、3ヶ月前工事現場で足を負傷し働けなくなり、住んでいた所も出され、取り合えず寝る場所をとる事で入居した。一度病院で診察してもらったが、「国には手術をして入院している息子がいる。私が働いてお金を送らないと大変なことになる」と言い10日後には「高崎には仕事がない。足が痛いなど言っていられない仕事をしなければ」と今迄働いていた川口市に行く、「寝るところがなければ公園でもいい」と言いながら行ってしまった。後日クルド人を支援する会の方よりの連絡で、アパートに入れ仕事を探しているとの事であった。その後半年間空室になっていた為に暮れになってその空室のガス給湯器が凍結破損し、すぐ下1階の室に漏水し、押入れからタンスの中まで水浸しとなる騒ぎとなったが、補償して解決した。その室に2022年1月群馬県嬲恋村の工事現場で働いていた自称型枠大工のイラン人Mさん。この方も仮放免者で仕事が無くなり、住んでいた所も出され、知人の紹介で入居。これで現在仮放免者が3名となった。就労が認められない、健康保険がない仮放免者にとって、このコロナ禍は一層厳しいものになっている。アミーゴスが定期的に食料等の送付していただいているが、足りない物も随時有り、買出同行は必要、そして中高年となり、普段健康管理が出来ていない為、所謂成人病が目につく年になっている。2020年2月に医療相談会を受けていただいた高崎中央病院や民医連系の前橋協立病院が、群馬県の外国人医療支援制度や無料低額診療を実施して下さっているため、この2病院に定期的に受診の同行がある。フィリピンの2名は高血圧、糖尿病、うつ等の受診と投薬、その内の1人は歯が何本もグラグラとなり食べるのが大変で、来日してから31年目に初めて歯科を受診し部分入れ歯も入れていただき、何でも食べられると喜んでいますが糖尿の度数が高く注意が必要。イラン人のMさんは比較的元気。市内量販店の駐車場でキッチンカーの店を開いている同邦の人と出合い、現在週に2~3回短時間だが店のボランティアの手伝いを始めた。何事も前向きに考え行動しているのが彼から伝わる。置かれている立場上仕方ないのは充分判るのだが、フィリピンの2名は頼ることに馴れてしまったところが見えるので、イラン人Mさんから少しでも刺激を受けてくれることを願っているところである。

### 3. 社会教育事業

大澤優真

#### —生きていけない—

#### 追い詰められる仮放免者「仮放免者生活実態調査」報告

##### ■なぜ「仮放免者生活実態調査」が必要なのか

「わたし、ホームレスよ」

仮放免者でカメルーン人女性のマイさん。2020年11月、マイさんは家賃を支払えず家を失った。この時マイさんは末期ガンだった。マイさんは末期ガンの状態で、友人宅やネットカフェ、ラブホテルを転々としていた。各公的機関に問い合わせたが何の救いの手もなかった。その後、複数の支援者の尽力で命をつないだが、翌年1月23日に亡くなった。42歳だった。

「自殺を勧められている」

仮放免者で南アジア出身男性のKさん。大学在学中に反政府デモに参加したことで帰国できなくなった。日本に逃れてきてから15年ほど経つ。その間、本国の兄が支援していたがコロナで亡くなってしまった。各公的機関に問い合わせたが何の救いの手もなかった。咳が止まらない。苦しい。めまいがする。吐いてしまう。手が震える。体全部が痛い。食べ物はない。水も飲めない日が続いた。アパートの大家さんが来て、部屋にある衣服を全部道路に投げ出した。「家賃払わないと殺すぞ」と言われた。同国人に支援を頼んだが、食べ物も飲み物ももらえなかった。「自殺するのが一番楽な方法だ」と言われた。Kさんは「兄と一緒に死んでしまいたい」と言っていた。

以上

仮放免者の生活は極めて深刻な状況であり、一言でいえば「生きていけない状況」です。こうした深刻な状況は今すぐに改善されなければなりません。しかし、こうした状況を知っているのは仮放免当事者と支援者に限られています。多くの人は仮放免者の置かれている状況はもちろんのこと、「仮放免」という言葉さえも知らない状況です。

こうした状況を踏まえて、私たち外国人支援団体は個別ケースを通じて仮放免者の深刻な状況を伝えてきました。そうしたこともあり、この間、仮放免者に関する報道は徐々に増えてきました。しかし、仮放免者の状況を示すデータは存在しませんでした。個別事例とともにデータを示すことができれば仮放免者に必要な施策を示すことができます。

そこで、私たち北関東医療相談会は「仮放免者生活実態調査」を行いました。同調査の特徴は、①日本で初めて仮放免者の生活実態調査を行ったこと、②データに基づいて仮放免者の生活実態を明らかにしたこと、です。私たちは同調査を通して仮放免者の状況を多くの人に伝えるとともに、今必要とされている仮放免者施策を提示しました。

■「生きていけない」仮放免者・今求められている施策

調査結果の詳細は北関東医療相談会 HP に掲載されている報告書・報告書（ダイジェスト版）をご参照ください。ここでは、調査結果の概要と今求められている施策について示します。

□調査結果

①日本に長く暮らし、働ける年齢層の仮放免者

- ・調査回答者の 87%が 20～50 代の働ける年齢層の者。
- ・調査回答者のうち、帰化要件（5 年）以上の滞在年数の者は 84%、永住許可要件（10 年）以上の者は 66%、20 年以上の者は 36%、30 年以上の者は 16%となっており、他の調査と比較して滞在年数が長い者が多い。
- ・調査回答者の 24%が有子世帯。

②食料の確保が困難な仮放免者

- ・生活状況をととても苦しい・苦しいと答えた者は 89%。厚労省調査の 2.1 倍。
- ・食事状況をととても苦しい・苦しいと答えた者は 65%。厚労省調査の 6.1 倍
- ・食事回数を 1 回と答えた者は 16%。厚労省調査の 8 倍。

③住居の維持・確保が困難な仮放免者

- ・家賃の負担感をととても苦しい・苦しいと答えた者は 82%。国交省調査の 1.5 倍。
- ・低い家賃で暮らしている者が多く、家賃滞納をしている者は 40%。公益財団法人調査の 19 倍。
- ・ガス水光熱費の滞納をしている者は 35%。研究所調査の 10.3～11.3 倍。

④医療を受けられない仮放免者

- ・医療費の負担感をととても苦しい・苦しいと答えた者は 87%。
- ・経済的問題により医療機関を受診できないと答えた者は 84%。厚労省・研究所調査の 4.2～105 倍。
- ・79%の者が経済的余裕があれば治療したい病気やケガがあると回答。

⑤社会生活を営むことが困難な仮放免者・教育を受けることが困難な子ども

- ・服や靴購入費の負担感をととても苦しい・苦しいと答えた者は 79%。研究所調査の 5.3 倍。
- ・生理用品購入費の負担感をととても苦しい・苦しいと答えた者は 67%。民間調査の 3.4 倍。
- ・子どもの教育費の負担感をととても苦しい・苦しいと答えた者は 90%。民間調査の 1.4 倍。
- ・携帯電話料金の負担感をととても苦しい・苦しいと答えた者は 87%。研究所調査の 1.6 倍。
- ・交通費の負担感をととても苦しい・苦しいと答えた者は 85%。

⑥収入を確保することが困難な仮放免者・コロナ禍によるさらなる生活困窮

- ・年収 0 円の者は 70%。90 万円以下の者は 86%。
- ・借金がある者は 66%。厚労省調査の 2.3 倍。
- ・コロナの影響で生活が苦しくなったと答えた者は 85%。

□提言

①就労を認めること

- ・仮放免者が、食事・家賃・医療の確保、社会生活を営むことが困難な理由は、就労ができず収入を

得ることができないため。

- ・就労許可を出すことが仮放免者の命と生活を維持するための最も効果的かつ合理的な手段。
- ②国民健康保険など医療保険の加入を認めること
  - ・仮放免者の多くが医療を受けられない原因は、上記①に加えて、仮放免者は国民健康保険など医療保険に加入できず、全額自己負担の医療費を支払わなければならないこと。
  - ・仮放免者は、他の被保険者と同様に保険料を納め、納められない場合は減免措置が行われるべき。
- ③無料低額診療事業を行う医療機関への支援・未払補填事業の整備拡充を行うこと
  - ・仮放免者を受け入れている医療機関があるが、そこで生じた医療費は原則医療機関負担となり、医療機関の経営に影響を及ぼす可能性がある。
  - ・これらの対応は、仮放免者の命と生活を維持するためだけではなく、医療機関の経営を維持するためにも必要。
- ④生活保護法を適用すること
  - ・国は、生活に困窮し、命や生活の危機に瀕している仮放免者にも「最後のセーフティネット」として生活保護法を適用するべき。

#### ■おわりに

私たちは「仮放免者生活実態調査」を通して、仮放免者が置かれている「生きていけない」状況を明らかにし、就労を認めることなど求められている施策を提言しました。

仮放免者の方々は、アンケート用紙の記入欄をはみ出しながら、日頃から抱えている切実な思いを沢山書いていました。この日本社会で小さくされてしまっている仮放免者の方々の思いがそこに示されていました。そうした仮放免者の方々の思いを無駄にしてはいけません。私たちは、この仮放免調査で示されたことを踏まえ、引き続き活動してまいります。

## 【メディアの資料】

### 【地域の対応】

- ・群馬県ワクチン接種センターへコロナワクチンの非正規滞在者への対応について
- ・川口市ワクチン接種センター推進課クルド人へのワクチン接種について  
クルド人に関する差別的な扱いをやめる事を苦情とした。
- ・墨田区教育委員会 仮放免者子弟の就学支援について  
現在交渉中
- ・千葉県千葉大学へ仮放免者の高額負担についての抗議  
現在交渉中
- ・千葉県山武市に精神の自立支援の申請

現在審査結果待ち

- ・—お金のない人から、高額な医療費をとらないで！—

コロナ禍で苦しむ移民・難民の命を守る制度を整えてください

学習会・講演会・テレビ・ラジオ	対象	地域	備考
6月4日 記者会見	一般及びメディア	全国	記者会見・厚生労働省
6月8日 ランチタイム講演会	プロテスタントキリスト者	全国	東京プレーヤーセンター
6月28日 川口養生会	地域学習会	地域川口市	参加
7月2日 「コロナ禍外国人の今」	ぐんまスペシャル	地域 群馬県	TV出演
9月3日 東京弁護士会	弁護士	関東	ZOOM
10月7日 難民からお金をとらな	メディア	全国	ZOOM記者会見
10月15日 NHKネタドリ	一般	関東	TV出演
10月23日 カトリック社会問題研究会	カトリック信徒	全国	ZOOM
10月24日 たけしのTVタックル	一般	全国	TV出演
10月29日 埼玉協同病院学習会	埼玉協同病院	地域	ZOOM
11月2日 日本国際交流センター	会長 毛受会長へのデモンストレーション	全国	ZOOM
11月3日 第62回医療相談会	関東記者	全国	記者レク 東京新聞他
11月11日 星美学園小学校	小学5年生及び6年生	地域赤羽	講演
11月13日 民医連 「在留外国人の人権と健康問題について考える」	全国民主連合会	全国	ZOOM
11月22日 群馬県民医連	群馬大学医学生	地域	ZOOM
11月27日 日本国際保健医療学会学術大会 「移民の健康」	学術会議会員 「移民の健康」シンポジスト	全国	ZOOM
11月30日 省庁交渉	各省庁	全国	参議院会館
12月18日 移住速	一般	全国	ZOOM
12月21日 反貧困・Amigos	外国人日本人	群馬県	記者会見
12月27日 反貧困・Amigos	外国人及び日本人貧困者	群馬県	FM群馬 取材
2022年度 1月 医療相談会	中止		
3月 前橋 医療相談会	中止		

【新聞 メディア】

新聞等

4月27日 毎日新聞 死後に届いた在留カード

5月29日 毎日新聞 外国人差別訴え

5月29日 上毛新聞 移民難民の人権を訴え

6月4日 バズフィード

がんの治療に500万円。健康保険が使えず治療できない人がある…

救える命を救うため、支援団体が募金を開始

6月7日 ダイアログピープル

在留資格の有無を「生きられない理由」にしないために—無保険による高額医療費、支援団体が訴え

6月8日 毎日新聞 外国人にも治療を 支援団体、寄付呼びかけ /群馬

6月8日 東京新聞 外国人 ガンでも手術受けられず

6月25日 東京新聞 在留資格失った姉妹、母が進行がんに 「まだ日本で働きたい…」

8月6日 イミダス 急増する外国人のいのちを守れ

11月3日 東京新聞 第62回 医療相談会

11月3日 毎日新聞 第62回 医療相談会

11月8日 毎日新聞 東京版および大阪版

無保険外国人 いのちの危機

11月21日 カトリック新聞

12月27日 朝日新聞群馬版

2022年3月9日 東京新聞

【その他団体との取り組み】

- ・反貧困ネットワークと協働で5月3日・5日大人食堂外国人の対応
- ・群馬反貧困ネットワークと5月大人食堂、12月生活相談開催
- ・大阪ビッグイシューと家賃支援 9月
- ・カトリック難民移住者移動委員会と生活支援 9月
- ・ジャパンプラットフォームと家賃支援 6月
- ・6月4日の記者会見においてはじめて市中からの寄付金を募集し1ヶ月600万円のお金が集まった

### 3 会議の開催に関する事項

#### (1) 総会

2022年度 NPO 法人北関東医療相談会 総会議事録

日時 2022年6月18日(土) 10時00分～12時00分

場所 埼玉共済会館

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-5-14 TEL 048-822-3330 FAX 048-822-3340

参加者： 長澤正隆、矢中幸雄、飛鷹昭夫、河野順子、塚本巖、萩原芳子、大澤優真、鈴木美恵子、岩元洋子、浅川善弘、高橋義博、野崎正美、二見光子、天田えり

欠席： 後藤裕一郎、坂詰未来、黒澤みち子、

陪席： 長澤和子、芳賀礼子、正木泉、高松幸雄

議事

\*後藤理事長は私事都合により欠席したので群馬県NPO担当に確認し副次席があれば問題ないとのこと。

\*Zoomによる理事会・総会のあり方は定款に記載されていないが良いかの質問をしたところ特に問題ないとの事であった。

#### ■確認事項

- ・後藤理事長欠席のため、長澤事務局長が代理で議長を務める
- ・群馬県のNPO担当課に上記でも問題ないことを確認済み

#### ■出席者

#### ■議事

- ・会員数176人、定足数88人。
- ・93名の参加及びインターネット及び電話委任で総会成立。
- ・議長：長澤正隆 書記：大澤優真 議事録署名人：長澤和子、塚本巖  
→承認

■議事

第1号議案 2021年度の事業報告書

① 無料健康診断会について

② 個別医療相談事業について

- ・医療費 1226 万円、前年度と比べて 230%
- ・生活支援費（食料など） 317 万円
- ・家賃 729 万円

③ 塚本巖理事、食糧支援について

- ・毎月、各家庭に米・缶詰・野菜・オムツ・石鹸・マスク・消毒液など配布
- ・コロナ禍から人数が増加し 100 件を超えている、浦和に荷物を持ってくるときに 1 回では持ってこれなくなった

④ 矢中幸夫理事よりシェルター事業について 18 ページ

・高崎でアパートを借りてシェルターを始めた。現在はフィリピン人 2 人、イラン人 1 人入居中。その前はクルド人（在留資格あり）も入っていた

⑤ 各県支援担当、

・栃木県 二見光子さんから生活支援の報告

・今年の 1 月にコンゴの方の眼科同行ボランティア、落ち着いたかなと思ったら 2 月に小脳出血に、平衡感覚なくなったり吐き気すぐには良くならない

・3 月にネパールの人の支援開始、手指が曲がらない・整形ではなく脳内神経の問題、大変な病気だった。3 月末に強制出国 コンゴ人母子家庭も支援している。

・群馬県からの報告 天田さんから生活支援の報告

・昨年 4 月頃、電話あり。夜の関係の仕事の人、3 階から飛び降りたという連絡。どういう状況で飛び降りたとか不明。

・エンターテイナーとして来日。ストリッパーとして働かされた。3 階から飛び降り。腰骨折。福島や茨城に逃げる。友人が保険証を貸してくれた。そこにアミーゴス関わった。弁護士通したほうがいいからということで調整し病院についてはどうにかなった。エンターテイナーについては 200 万円ぐらいの保証料が返ってきた。

・2 件目の人、フィリピン人。

帰る予定だったが直前に PCR 検査で陽性。なかなか帰ることができず 3 月に帰国できた。

感謝の気持ちを伝えてほしいとのこと

⑥ 家賃支援

- ・大家さんとアミーゴスで支払い
- ・大変だったが 74 人をサポートできた

⑦ コロナ対策

- ・コロナ始まってから感染症対策としてマスク、消毒液など送付
- ・お金のない人こそ感染のリスクが高い健康診断会の情報（約 450 人）をもとに送付
- ・コロナが進んでいくうちに仮放免者はコミュニティで身を寄せ合うようにして生活しているので、送

ったものが戻ってくるが増えてきた。その背景にはお金がなくて引っ越してしまったことがある

- ・社会教育事業関係
  - ・本日の講演・大澤優真さんの報告
- 第1号議案承認

■議事③

第2号議案 2021年度活動計算書

第3号議案 貸借対照表

第4号議案 財産目録の報告

- ・2021年度は昨年度の活動費の倍になった
- ・実際の活動は出られないが活動報告を聞いていると胸が熱くなる

→第2号議案 第3号議案 第4号議案承認

■議事⑤ 2022年予算について

→承認

■議事⑥ 第5号議案 役員について

- ・加藤理事の退任
- ・萩原芳子理事、大澤優真理事の着任
- ・理事9人

→承認

すべて承認

(2) 理事会

2021年度 第2回 理事会

日時 2021年3月13日(土) 13時30分～16時30分

場所 埼玉共済会館

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-5-14

TEL 048-822-3330 FAX 048-822-3340

参加者 後藤裕一郎 長澤正隆 塚本巖 矢中幸雄 飛鷹昭夫 河野順子 加藤健司

二見光子 ローランド 正木寿子 福神和子 萩原芳子 森口英男

大澤優真

欠席 黒澤みち子 坂詰未来 鈴木美恵子

議事

① 今期の決算の見通しと来季の計画と予算

計画と予算

② 総会の日程

日時 2021年6月12日(土) 13時～15時

場所 埼玉共済会館

③ 無料健康診断会について

④ 生活困窮した外国人対策について

・高崎のアパートの家賃

⑤ 事務局長の人件費について

⑥ 認定NPOについて

⑦ 定款に関わる事

理事の増員 理事 定款

理事の増員について(総会提案)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上9人以内

監事 1人以上3人以内

(2) 浦和事務所の登録 (総会提案)

浦和事務所 埼玉県さいたま市南区南浦和2-39-2

第一大雄ビル 705

電話 048-764-9816 Fax 048-764-9817

⑧ ホームページの刷新について

加藤理事担当

⑨その他 内閣府の「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の要請

2021年度第3回理事会議

日時 2022年6月18日(土) 10時00分～12時00分

場所 埼玉共済会館

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-5-14 TEL 048-822-3330 FAX 048-822-3340

参加者： 長澤正隆、矢中幸雄、飛鷹昭夫、河野順子、塚本巖、萩原芳子、大澤優真

欠席： 後藤裕一郎、坂詰未来、黒澤みち子、

陪席： 長澤和子、芳賀礼子、正木泉

議事

\*後藤理事長は私事都合により欠席したので群馬県NPO担当に確認したが副次席があれば問題ないとのこと。

\*Zoomによる理事会・総会のあり方は定款に記載されていないが良いかの質問をしたところ特に問題ないとの事であった。告知も無くいきなり言われたので普段あれほどうるさいことをいう県の指導としてはいい加減すぎるのではないかとっておいた。

① 総会について

日時 2021年6月18日(土) 13時～15時

場所 埼玉共済会館

③ 報告

加藤健司理事の退任の届

新理事 萩原芳子、大澤優真の着任の承認

事務局スタッフの方の紹介

(大島みどりさん、正木泉さん、羽賀玲子さん、小林頼子さん)

- ・個別医療相談会について
- ・1000万円の予算を組んでいる
- ・手術費用について、2021年度は、大きいところで、卵巣がん 150万、アルコール性肝炎 150万円、60万クラスの医療費 4人。

2020年度も同様に多くの金額がかかる、チリ人ペニャさん 80万円、エナンガさん 30万円、キジル・メ  
メット 150万円、ベトナム人 60万円、リンブさん 150万円

④ 計画と予算

- ・現状と今後
- ・11月3日の健診と支援者について…順次報告して治療を行う。
- ・第2回 アンケートについて…大澤理事から報告  
前回のアンケートの製本化については長澤事務局長の挨拶文がはいれ  
はいれば原稿が確定する。
- ・認定NPOについての報告 今年度は認定NPOのセイエンの指導を受ける。

⑤ 浦和事務所の登録

浦和事務所 埼玉県さいたま市南区南浦和 2-39-2

第一大雄ビル 705

電話 048-764-9816 Fax 048-764-9817

仲道 宗弘 司法書士

反貧困ネットワーク群馬 代表

ぐんま市民司法書士事務所

〒372-0812 伊勢崎市連取町 3083-2

群馬県伊勢崎市で司法書士をしています。不動産登記、相続、遺言、債務整理、会社設立、労働  
事件、建物明渡や敷金返還等など、幅広くやっております。

⑥ 質問

役員手当について

河野)・管理費の person 費 137万円。給料? (→長澤) 長澤正隆・和子さんの手当

・少なすぎるのでは。生活の基盤をつくるのが大事だから。

矢中)・これだけ活動が広がって負担がかかっている。生活基盤を整えることが第一。

これだと大変。

飛鷹)・これだと生活できない。

和子)・定時で帰れたことがない。日中は仮放免者支援。夜 2時、遅いときは 4時ぐらいまで作業

お金もそうだが長澤正隆さんの活動のサポートしていただきた。寝てない

長澤)・助成金を受け取っている間はこんな感じになってしまう

・認定 NPO として自動的にお金が入ってくるようになれば。

河野)

・医療相談に来る背景については記録を取っている？

長澤)・長澤さんのお兄さん、萩原さんなどがサポートしてくれている

長澤)・認定 NPO は来年の総会で決議できるようにする

・手当についてはまた報告する

河野)・最低賃金で計算すればいいのでは？根拠はそこから計算できるのでは。

日高)・活動計算書の入出。自分たちの給料の優先度が低いのでは？

長澤)・給与規定はじっくりしないといけない

理事会では長澤正隆理事及び長澤和子の給与の増額を決定した。

しかし

期の途中でもあることと現状を鑑みて、夏季手当、冬季手当、決算手当で調整することとした。

(法第28条第1項関係様式例)

年間役員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人北関東医療相談会

令和3年度役員について

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	後藤裕一郎		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し
理事	長澤正隆		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
理事	黒澤みち子		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し
理事	飛鷹昭男		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し
理事	塚本巖		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し
理事	河野順子		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し
理事	加藤健司		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し
理事	矢中幸雄		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し
監事	坂詰未来		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し
監事	鈴木美恵子		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無し

(法第28条第1項関係様式例)

年間社員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人北関東医療相談会

	氏名	住所又は居所
1	長澤和子	
2	宮島孝之	
3	大森いくえ	
4	塩谷デヴィナ	
5	二見 光子	
6	仲松沙織	
7	本郷秀崇	
8	柿崎みどり	
9	ピューピューモン	
10	天田エリ	